

令和3年第4回定例会議

教育委員会会議録

令和3年5月21日

羽島郡二町教育委員会

令和3年第4回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

※当議事録では、個人情報に関する記述について、本人が特定される恐れがあるため省略している部分があります。

○日 時 令和3年5月21日（金曜日）午前8時44分から午後10時01分まで

○場 所 岐南町役場 会議室2-2

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について (資料2頁)

△日程第2 教育長の報告 (別紙・資料1:4頁)

○報 告 (代決処分の報告)

△日程第3 承認第2号 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について (資料6頁)

△日程第4 承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について (資料7頁)

△日程第5 承認第4号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について
(資料8頁)

△日程第6 承認第5号 笠松町学校給食センター献立委員会委員の委嘱について (資料9頁)

△日程第7 承認第6号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について (資料10頁)

△日程第8 承認第7号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について (資料11頁)

△日程第9 承認第8号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について (資料12頁)

○議 題

△日程第10 議案第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について (資料13頁)

△日程第11 議案第9号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (資料14頁)

△日程第12 議案第10号 いじめ問題対策委員会委員の委嘱について (資料15頁)

△日程第13 議案第11号 羽島郡二町「立志塾」について (資料16頁)

○協議題

△日程第14

(1) キッズウィークの運用について【資料2】 (資料20頁)

(2) 羽島郡人権教育研修会について【資料3】 (資料22頁)

(3) 次回(第5回)教育委員会定例会及び学校訪問の開催について【資料4】 (資料23頁)

(4) その他 「羽島郡二町の教育」について (別紙・資料8頁)

○出席者 教育長 野原弘康
教育委員(教育長職務代理者) 岩井弘榮

教育委員	杉 江 正 博
教育委員	久 納 万里子
教育委員	西 雅 代

○説明のために出席した者

総務課長	石 川 恵
学校教育課長	五 藤 政 志
社会教育課長	堀 内 潤 一

1 本日の書記

総務課長	石 川 恵
------	-------

【午前8時44分 開会】

△開会

教育長挨拶

◎教育長 今日朝早くからありがとうございます。後の会議もございますので午前中になりますけれども、よろしくお願ひします。

ただいまから、令和3年第4回の羽島郡二町教育委員会定例会を始めます。

今日は雨のことで、子ども達の登校について非常に心配しておりましたが、幸いにして今のところ何も連絡は入っておりませんので大丈夫だったと思っています。

△会期の決定について

◎教育長 初めに会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。
異議なしと認め、会期は1日限りとさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 続いて、日程第1 前回の会議録について、総務課長より報告をさせていただきます。

◎総務課長 前回の会議録の承認についてご報告いたします。資料2頁をご覧ください。
令和3年第3回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和3年4月2日（木）午前10時05分から笠松町中央公民館 3-2会議室で開催されました。
その会議の概要をご報告いたします。
議題といたしまして、議案第6号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施

行規則について、総務課長から、その内容について説明をさせていただきました。

これに対して岩井委員さんより、公開・非公開について条文に記載されないということにつきまして質問がありましたが、「法規担当と相談させていただき、またご返答させていただきます」との説明を行い、承認をいただきました。

ご質問をいただきました「条例において公開・非公開について個別の記載がない理由」につきまして、法令担当者に確認いたしましたところ、「実施機関たる町長（町）及び二町教育委員会が保有する情報については、常に公開することが原則ではあるが、例外的に個人情報に関わる部分や法令に規定がある場合は、非公開とすることも有り得る。とりわけ、個人情報に関わる部分は、個別具体的に精査が必要となり、ケースバイケースである。敢えて記載をしなくても、原則公開、例外的非公開というコンセンサス（合意）が得られているためこういう条文には記載をしない。」との回答がございました。ご報告させていただきます。

続きまして議案第7号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてを議題として協議を行い、学校教育課長から、「令和3年度は小・中学校とも教科書改訂の年ではないが、毎年岐阜地区採択協議会によって調査、研究協議が行われること、また、令和3年度教科用図書岐阜地区採択協議会の当教育委員会への設置依頼があったこと」の説明があり、原案を承認いただきました。

次に協議題としまして

(1) 令和3年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について

(2) 令和3年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動についてにつきまして、教育長から(1)については資料「令和3年度管理職等配置」により、(2)については、資料「令和3年度羽島郡二町教育委員会事務局人事異動について」により、今年度の教職員及び事務局職員の人事異動に関する説明を行いまして承認をいただきました。

続きまして、(3) 夏季休業日における「学校閉校日」について、学校教育課長から資料「研修、会議等を実施しない期間について」により説明を行い、また、保護者に「羽島郡教育職員の働き方改革の推進について」を配布して周知し、ご理解いただくことを説明し、承認をいただきました。

(4) 令和3年度秋季休業日について、学校教育課長が「令和3年度秋季休業日等について」資料により説明を行い、承認をいただきました。

(5) 令和3年度地域学校協働活動推進員については、社会教育課長から、「地域学校協働活動推進員について」の資料により、地域学校協働活動推進員の業務内容と委嘱、また勤務予定計画について昨年度との変更点等も併せて説明を行いました。笠松町担当の推進員が交代となったこと、勤務時間が一日増えたこと、各学校の運営協議会にそれぞれの町の社会教育主事が参加し、情報共有・連携を図っていくこと等を説明し、承認をいただきました。

(6) 次回(第4回)教育委員会定例会の開催につきましては、総務課長より「定例会以外に、岐南町・笠松町総合教育会議も併せて開催される」との説明をさせていただき、5月20日(木)、5月21日(金)、5月24日(月)のいずれかの日程のうちで、両町長の日程調整結果から、第1希望日の本日21日(金)午前で調整をし、定例会の開始時間を早めてご案内することとさせていただきました。

以上が、令和3年度第3回教育委員会定例会議の報告であります。

◎教育長 では、今の報告につきましては何にかご意見よろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 では、原案通り承認するというご意見でございます。

【前回の会議録については承認】

△日程第2 教育長の報告

◎教育長 続いて日程第2 教育長の報告をさせていただきます。

いつものように別添の方になりますが、お願いいたします。

今日は4・5月の様子と、この後の総合教育会議についてこんなことをお話しさせていただくということで、二部に分けてお話をさせていただきます。

——— 新型コロナウイルス感染症に関する記述の為 略 ———

4月から約ふた月になりますが、校長、教頭が大きく異動し、学校がどういう状況になるのかということには心配な部分もありますが、スタートダッシュをした学校があれば、出遅れたけれども少しずつ落ち着きつつある学校もあると思っています。

その中で特に気になったことを、校長会でお話しさせていただきました観点と言いますか、簡単にお話します。

ひとつには、個の成長ということですね。集団として皆でならやれるけど、一人になったらどうなのか、その個の成長という部分が大丈夫なのかということ。実は、笠松中学校では、転んだのも含めてですが、今年も交通事故が5件あって。去年の点検評価を見ると非常にいいのですが、皆ではできているけど、個々に対してはどうなんだということ。今年、事故について動きが違うのは、学校の先生がちゃんと見に行っていて、子どもの実態をきちんと捉えてもらっているというところ、そこが去年とは大きな違いかなと思っています。

早川教育長さんの新聞があつて、これは「いじめ」という点で書いてみえるのですが、その中でも、学校が子ども達にとって輝ける場所になっているのか、本当にすべての子どもにとってそうなのか、高校入試に向けて内申点を上げるために学級のリーダーに就いたり、授業で挙手を繰り返す、頑張る評価を得ようとしたりとか、あるいはそういうことが不登校やゲーム依存の一因をつくっていないかというところ。やっぱり一人一人の力にしていこうためには、今の自分の行動がどんな値打ちがあるのか、その値打ちに基づいて判断をして行動していける子ども達を育てていかなければいけないということで、実際、自分がどんなふうに見えていたのか、その見えていたのか、という願いでこんなメッセージを出しました。

そして、二つ目は虐待のところ、あれっと思ったことがありました。

これもメッセージで送ったのですが、きちんと子どもを見ていますか？ということ。 ——— (略) ——— ぜひ、朝の会を一人一人の顔を見るくら

いの場にしていかないと駄目だろう、もう一度、何が大事なのかということを担当の先生方にも確認していただきたいとメッセージを送りました。

2頁目は働き方改革ということで、実はこれは平成24年に私がこの教育委員会にいた時に書いた文章です。その中で、時間を意識して早く帰ろうというそこだけが表面化するんじゃなくて、働き方改革をしていくうえで、下の方から7行目のところですが、ここではスリム化という言葉を使っていますが、スリム化は自分と周りにいる人だけのものではなくて、その仕事に携わるすべての人が、仕事の軽減というか、働き方改革につながるべきで、そこには人への優しさと思いやりがあるんじゃないか、一つ一つの自分に与えられた仕事を丁寧に行うことが相手にとっても大事なことなんだということ、大事にしていけたらなあと思っています。

いろんな観点がありますけれども、働き方改革を進めていくことが、やっぱり子どもにとってはいいことなんだと。早く帰れることは疲れを残さないという点ではいいだろうけれども、資質向上というか、授業力という点ではどうなのかということ、若干不安を抱えている部分があって、そんなことも含めながら、一人一人目的をきちんと持っていただきたいという思いでいます。

それから午後の総合教育会議の内容とも少し関連してくる部分ですけども、授業にゲーム感覚をとということで、不謹慎な言葉なのかもしれませんが、羽島郡の教科研究会総会がございまして、オンラインだったので私も初めてYouTubeで30分ほど講話を行いました。その中で、先生方にはぜひこんな授業をとということでお願いをしたんですが、やっぱり一番大事なことは、先生方が「授業はこんなに面白いんだよ」と楽しむというか、そんなところがないと、ただ単に流している時間になってしまうんじゃないかなということ、思っています。

魚釣り、釣りを例を挙げるのは良くないのかもしれないけれど、でも、子ども達が課題について食いついてこなかったら何が悪いのだろう、どうしたら食いついてくるんだろう。そういったところを見つけていく、研究していくということが大事なのかなと。働き方改革で時間が生まれた中で、そんな視点で日頃の授業とか子ども達を思い浮かべるといって、そんな時間があるといいなあと思いました。

それから相手意識ということで、去年も触れたんですが、学校にもいろいろな保護者からの問い合わせがあります。ただ、なぜこれが教育委員会に電話がかかってくるのか、学校に聞けばいいんじゃないのかと思うことがあって。何がそうさせているのかなあ、敷居が高いのかなあ、本来なら疑問に思えば学校と会って話を。多分願いは一緒だと思うんですね。ただ迫り方が違ったりとか、お互いそこを理解すればいいと思うのだけど、その中でもしかすると、「これが正しいんです。」と言う学校もあるかもしれない。聞いてみえる保護者も、一生懸命聞いて子どもを育てようとしている。一生懸命なんですよ。それが、悪いからといって切ってしまうようなことでは絶対だめだと思うんです。確かに、正しい、間違っているというその判断は難しいんだけど、正しいことを「ここは絶対こうするものですよ。」ではなくて、そういうこと

を言うことによって、相手をちょっと傷つけてしまうというか、そんなところもあるんだよという感覚を持って接してもらえるといいということをメッセージとして送りました。

ちょっと申しわけないですけど、吉野弘さんの詩に触れます。これはほんとは夫婦のうたですね。ですが、人とかかわりの中でそんなことを大事にできたらいいなあと思っています。

それから4頁めは、「アリの一穴」ということで。順調に見えても、本当に小さな穴がだんだん堀を崩して行って、大洪水になってしまうということになりかねません。4月当初(3)にも書きましたけれども、こんなことがあったので、これがアリの一穴にならなければいいなあと思っています。

例を挙げると、英語の授業です。ゴールデンウィーク中に大阪に行くよ。京都に行くよ。と、楽しくALTが話しているのですが、子どもにとっては本当の話として捉えられていて、このコロナが蔓延している中でゴールデンウィークに大阪に行く？京都に行く？と。それを家で話して、先生はそんなふうでいいのかという誤解を招いてということがあって。「これはあくまで英語の授業だからね。」という一言を添えれば子どもは勘違いしないはずなのに、英語がよくでき、話が分かっているはずなので。そんなちょっとした誤解とか。

あるいはPTAの授業参観を西小でやったのですが、管理職としては教室に何人までしか入ってはだめだ等コロナ対策を万全にしていました。そういった感覚と教員の感覚のずれがあったりします。

あるいは、福祉部局が児童虐待を担当していることで、要対協に挙げているお子さんの様子を見に学校を訪問するのですが、そうした時に学校側の対応で、例えばその子のことを全部の管理職がきちんと把握しているかどうか、そこを見た時にちょっと不安な学校があるということで。そういうことについては、こちらの方も、注意して見てくださいというアドバイスはさせていただきますけれども、こういうものがアリの一穴にならないようにしていきたいと思えます。4・5月については、雑感という形で報告をさせていただきました。

まず、ここまでで、何かご質問、ご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

◎久納委員

二つあるんですけど、交通事故については、教育委員会に来るまでの所で、笠松の中でここが危ないなあと思っている所の電信棒に、すごく大きい真っ黄色のポスターに「ここは、子ども多し。注意しろ。」ということが書いてあって、すごく目立ってて。

◎教育長

なるほど。

◎久納委員

どこがこれを巻いたのかと思ったら、笠松町建設課と書いてあって。交通事故のことを思って、町は町でドライバーに対しての啓発はしてくるんだなあと思いましたので、やっぱり教育委員会としては、今度は子ども達にも気を付けるように。それで守られているという甘える意識だけじゃなくて、自分達もしっかり交通ルールを守るように。ということをぜひ指導してほしいなあと思いました。

◎教育長

はい。

◎久納委員 あと、教職員のいろいろな考え方のずれということで、笠松中学校の案件で、ある保護者の方からご相談を受けたのですが。子どもが先生に半年も前から相談していたのに、先生からは家庭に一言も連絡がなかった。

◎教育長 ええ？！

◎久納委員 これで、もし何かあったらどうしてくれるということを私に訴えられて、私はそのことはまず言わずに学校の先生の方に聞いたら、先生は、実は半年くらい前から相談は受けていたけれども、子ども本人から「親には心配をかけたくないので、いじめられているわけじゃないし、親には絶対言ってくれるな。」と依頼があって親さんに言ってなかったという話を聞いて、どちらの言い分もわからなくはないなと思ったんですが、そこで保護者の方が学校に対して不信感を抱いたということがあって。

◎教育長 それは抱きますよね。

◎久納委員 先生が、内容に応じて、子どもが「絶対親に言ってくれるな」と言っても、ひとこと言った方が良かったのかなというのを思わないではない。

そういうことが意識のずれにつながってくるのかなあと思いました。

部活動の外部の方の指導に関しても、少数の意見だとは思いますが「先生は、外からの指導者に対して何も言えない。」と。——（略）——生徒、先生、外部の指導者の意思疎通ができていない。少数の意見なので、他の方がどういうふうなのかはわかりませんが、問題が生じてくることがあるかと思えます。

◎教育長 部活指導者については、集めて研修会と言いますか、教育委員会からの方針というか、お願いしますということで話してあるのですが。勝利主義ではなくて、子どもを育てるという視点、そういったものを大事にしてくれという、そこが伝わっていないというか、伝えても、じゃあどういうことなんだという意味がわかっていない部分があるのかなあと思えます。——（略）——

◎久納委員 コロナ禍で試合そのものが少ないから、少ない試合の時に結果を出したいとコーチが思っているのではないかなあと生徒自身がそう分析していました。

◎岩井委員 笠松町で、このことが一番懸念されていたことだけれども。

◎教育長 そうですね。わかりました。そういう情報がこちらには入ってきていないところがあるので、いろいろ聞かせていただくと非常にありがたいです。

不登校のことについても、当然親さんへのアプローチをどうするか、また、「子どもさんから親に心配をかけたくないからということで聞いているけれども、そういうふうに対応してくださいね」ということを前置きしておいて伝えるということも大事だと思うし、もしこの担任がひとりだけで判断をしているなら、やっぱりチームとして主任あるいは生徒指導主事にきちんと話をし、どういう対応をするのが望ましいのかということを上司とも相談して。

相談した結果がこういうふうなのか、まったく報告をしていないのか、それも大きな問題だし、そういった眠っているというか水面下で見えていない部分というのが、非常に逆に怖い部分かなあと思っているの、そういった情報があれば教えていただきたいです。ありがとうございました。よろしいですか？

◎教育長 では、次もありますので、少し急ぎます。

続いて、今日の総合教育会議の資料ですね。ここで話すと40分ほどかかってしまうので簡単に説明します。今日は、それぞれの委員さんにもご意見をいただけたらありがたいなあと思っています。思ってみえること、まあ結論から言うと、今の子ども達に大事にしたいこと、こんなことを大事にして育てていけるというなあというようなことのおいをお聞かせいただけたらありがたいなあということをお最初に申し上げておきます。これは、両町長にも話してあります。

今年から中学校の学習指導要領が全面実施となりました。小学校・中学校、これで両方です。学習指導要領について少しお話しさせていただくとともに、今の学習指導要領が何を基にそういうことを言いだしているのかということ、特に社会がどうなっていくかというあたりを含めながらお話をさせていただこうと思っています。

特にその中で、大事にしていきたいというか、新たに出てきたのが「どのように学ぶか」という「アクティブ・ラーニング(主体的・対話的で深い学び)」という部分と、そこに関して、学習過程要領はどういう指針で考えていくか、そのあたりを大事にしているわけですが、その背景に時代がある、こういう時代になっていくからこういったことが重視されていると私どもは捉えます。先生方は、学習指導要領は勉強するだろうけれども、方法論だけでこういうことをやればよいと、結局主体的・対話的深い学びになるようにすればいいんだろうということだけで、その後ろにある意味みたいなものを深く理解できていない部分が往々にしてある。私も現役時代は、表面的な自分の教科に関わる部分だけしかやってこなかったもので、ぜひ教育観とか指導観に結びつけていただくためにも、社会がどうなっていくかということを含めて、なぜこういうことを言っているのかということ、いろんな子どもが育つというか、そういったところの情報を交えながら、お話をさせていただこうというふうに思っています。

大学のアドミッションポリシーというのがありまして、これは実は東京大学のものなんですけれども、大学が求めている人材というのがいわゆる社会が求めている人材なんだろうと思っていて、その例を東大の入試問題も挙げながら。資料には答えが出ているかな？

◎総務課長 書いてありますね。

◎教育長 今日、プレゼンではしますので。主体的・対話的で深い学びというのを、学校としてどう進めていくかというあたりを最終的にお話しさせていただきたいと思っています。

ふたつめは、切り口が違うというか、結び付いてはいるんですけど、非認知能力と認知能力ということですね。中室牧子さんという経済学者の方が、中室さんだけではないのですが、要は「点数で測れる能力」と「点数で測れない能力」があるということ、「点数で測れない能力」こそ本当に子どもの将来に直結する力になってきているんだということ。これは、いろいろな調査結果とかエビデンスを通してわかってきたことなんですね。どんな形でそれを分析したかということで、マシユマロテストというものがあるんですけど、そのことも含めながら、非認知能力を鍛えていくことはとても大事であるし、学校が非認知能力を培うのに適した場所であるということ。同時に保護者の関わりも、非常に大きなウ

エイトを占めていますよということで少し保護者の行為にも触れながら、子どもの成長はどうあるべきかということ、具体的なこんな接し方をしていただけるといいかなということをお話します。

最後にまとめとして、学校として、家庭として、地域として。特に地域では学校運営協議会等もスタートしておりますけれども、この間岩井委員さんにもおっしゃっていただきましたが、それぞれの係とか組織があって、いろいろと動いて子ども達を守っていただきありがたいと思うのですが、もうひとつ踏み込んで一緒に遊ぶというか、例えば小学校でいうと昼休みがあるんですよね。

学校によって教室があるかないかは大きな問題だと思うんだけど、そういった所に自由に来ていただいて昔の遊びで一緒に遊んだりとか、要は地域の方と心を割って触れ合うというか、そういったところから学んでいけるというか、そういった時間もあるといいのかなあということをお話しています。そんなことを含めながらお話しさせていただきます。

あるいは、地域でいうと、今度ドローンのプログラミングが5月22日にあって、これは面白そうだと思っていたのですが、コロナで延期になってしまったんですが、そういう体験と能力開花といいますか、地域の力を借りながらしていきたい。という話をさせていただいて、ご意見をお願いしますということで、今回結論を出すつもりはございません。いろんな思いを語っていただいて、それを私どもがきちんと受け止めて、施策あるいは学校への指導というか指導助言というか、そうしたものに生かしていけたらいいなあと思っています。今日お話しする視点の中にないことでも結構ですので、思っただけをお聞かせ願えたらと思っています。できるだけ短く話つもりですが、30分くらいかかるかなと。つい話していると、次のことを思い出して話がそちらへ行ってしまうこともあるかもしれませんが、そんな形で今日の総合教育会議は持っていきたいなあと思っています。

これは、一応報告ということでお伝えさせていただきました。よろしくお願ひします。何か、ご質問はありますか？

◎岩井委員 この間、例の県の教育委員会連合会の役員会に出させていただいたのですが。

今回1月に中教審の答申がありましたよね。令和の日本型学校教育の構築を目指しているという大変おどろおどろしいもので。私も全然知らなかったもので、あのあと読ませていただいて、やっぱり個人に合わせた教育と協調の教育という二つの側面でやらなければならない。まさにそうだと思うんですね。そういう中で、どうしても引っかかっているのは幼児教育の部分。ここをきちんとやるのが教育のスタートだと思う。

もし、今日教育についての意見を求められるとしたら、僕は幼児教育というのは単なる幼稚園・保育園だけじゃないもんですから、特に羽島郡二町の現状を見ますと、母子家庭の人が多かったり、生活困窮になっている人がたくさんみえたりするわけですね。こういうところには、福祉部局が、教育部局がと言っているのではなくて、一緒にバックアップをしていかないといけないのではないかなと思うんです。だからそういうことをぜひともやってほしいと。これは福祉だ、これは教育だということが、また町の行政にはあると思う。そういう次元を超えて

いるんじゃないかと思ひましてね。それだけはぜひとも今日、私は言いたいと思っています。

◎教育長 ありがとうございます。その部分は、僕は家庭というところで、さっき触れなかったので申し訳なかったのですが、本当に、親子で触れ合う時間というか、その一言につきるのかなと思うんですけど、内容はいろいろあると思うのですが、その部分を大事にしてもらう、そのこともちょっと具体的な親御さんの関わりの中にあるんですけども。それで、いろんな学ぶ機会というかPTAの方も学校の方も家庭教育学級という形でやるんだけど、ただ単発で終わってしまったらだとか。私も今年、セッションでお話しさせていただこうと思っているのですが、それだけでは足りないと思うんですね。

実はこういったいろんな資料があるので、尾関部長の所へ行って。例えば妊娠した時から親になる勉強というか。おむつの替え方とか授乳の仕方とかあるだろうけれども、子どもの心をきちんと捉えて、子どもがこうなった時、子どもはこんなことを思っていますよといったことも学びながら、親さんとして愛情を注いでいけるようなそんな勉強会等が浸透していくといいのですが。

◎岩井委員 家庭生活そのものを支援して、それをしていくのには時間がかかると思うんです。生活基盤に踏み込まないといけませんから。ということだけは申し上げようと思っています。

◎教育長 はい。ありがとうございます。ぜひ、お願いします。時間は大丈夫かな？

◎総務課長 10時15分までは会議の時間としてとってあります。

◎教育長 では、他にご質問等よろしいですか？

【特になし】

◎教育長 また後ほど、ご意見をいただけたらありがたいと思います。よろしく願ひします。

【教育長の報告を承認】

◎教育長 では、進めさせていただきます。続いて会議に入ります。

代決処分の報告

△日程第3 承認第2号 岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第4 承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第5 承認第4号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱について

△日程第6 承認第5号 笠松町学校給食センター献立委員会委員の委嘱について

△日程第7 承認第6号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

△日程第8 承認第7号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について

△日程第9 承認第8号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱について

◎教育長 代決処分ということで、日程の第3から第9まで。承認2号から承認8号までを、続けて報告させていただきますので、よろしく願ひします。

◎総務課長 代決処分の報告ということで、4頁をご覧ください

羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条の規定により、代決処分いたしました

たのでご報告をいたします。第2条では、教育長は、教育委員会事務委任規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと定められております。

それでは、順次報告させていただきます。6頁をご覧ください。

承認第2号岐南町立北小学校学校運営協議会委員の委嘱についてです。羽島郡町立小、中学校における学校運営協議会設置等に関する規則第4条に、委員は、地域住民、保護者、設置校の校長、設置校の教職員、その他教育委員会が適当と認める者、関係行政機関の職員のある者の中から、教育委員会が任命するとあります。今回は、任期中の役職の変更に伴う途中での更新でして、4名の方、下線と横に新規の方と書いてありますが、その4名の方が新たにされた方で、それ以外の方は、再任の方です。任期は、前任者の残任期間の令和4年3月31日までの1年間となっております。また、委嘱につきましては、4月22日に実施いたしましたので、ご報告いたします。

次に、承認第3号 笠松町立笠松小学校学校運営協議会委員の委嘱についてでございます。任命につきましては、ただいま岐南町立北小学校で説明させていただいたとおりでして、今回、任期中の役職の変更に伴う途中の更新です。3名の方が新たにされました。それ以外の方は再任の方です。任期は、前任者の残任期間の令和4年3月31日までの1年間で、委嘱につきましては、4月22日に実施いたしましたので、ご報告いたします。

次に、承認第4号 羽島郡二町教育支援委員及び教育支援専門委員の委嘱についてということで、8頁をご覧ください。羽島郡二町教育支援委員会規則第3条に、委員会は教育委員会の委嘱する学識経験者、医師、校長、小中学校特別支援教育に関わる教員、病児、病後児保育に関わる職員、その他関係職員等をもって組織するとなっております。同規則第7条に委員会に専門事項の調査研究、教育相談、啓発等を推進するための専門委員を置く。第2項に、専門委員は、各校代表1名と、委員会からの若干名で組織するとあります。

今年度は任期満了に伴い、支援委員35名と専門委員が30名、すべての方が新任です。任期は、同規則第4条により2年間(令和3年度・4年度)となります。

第1回会議を5月6日に開催いたしましたので、ご報告いたします。

続きまして、承認第5号 笠松町学校給食センター献立委員会委員の委嘱について、9頁に移ります。笠松町学校給食センター運営規則第12条第2項の規定によりまして、献立委員会委員は、教育委員会が委嘱するとあります。委員の任期につきましては、同条第3項に1年と定められており、今回は、任期満了に伴い、10名の方を新たに委嘱するものです。第1回献立委員会会議を5月6日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防の見地から会議は中止されました。

給食センター所長が教育長室で、教育長から委嘱状を受け取りまして、送付通知をしておりますのでご報告します。

次に、承認第6号 笠松町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、笠松町学校給食センター運営規則第9条に、運営委員会の委員は、各学校長、各学校PTA会長、校医代表、学校薬剤師代表、岐阜保健所長、学識経験者の方となっております。任期は1年です。運営規則第9条の規定によりまして、委員の

任期満了に伴い、13名の方を新たに委嘱するものです。

今年度の運営委員会は会議開催日が未定ですので、委嘱につきましては送付通知をしておりますということですのでご報告します。

次に、承認第7号 岐南町立東小学校学校運営協議会委員の委嘱について、任命につきましては、承認第2号北小学校学校運営協議会委員の委嘱でご説明しましたので省略いたします。今年度は、期中の役職の変更に伴う途中での更新でして、3名の方が新たにられました。それ以外の方は、再任の方です。任期は、前任者の残任期間の令和4年3月31日までの1年間で、委嘱につきましては、5月18日に実施しておりますので、ご報告いたします

次に、承認第8号 笠松町立笠松中学校学校運営協議会委員の委嘱についてです。任命につきましては、先程も説明させていただいたとおりです。今年度は、任期中の役職の変更に伴う任期途中での更新でございます、4名の方が新たにられました。それ以外の方は再任です。任期は、前任者の残任期間の令和4年3月31日までの1年間です。また、運営協議会につきましては、新型コロナウイルス感染予防の見地から書面開催としましたため、委嘱につきましても送付通知をいたしておりますのでご報告いたします。

代決処分の報告は、以上です。

◎教育長 ありがとうございます。では、承認第2号から第8号までで何かご意見、ご質問等ございましたら、お認めいただけますか？

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。では、原案通りということで、よろしく申し上げます。続いて議題の方に移ります。

○議題

△日程第10 議案第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱について

◎教育長 議案第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱についてということで、事務局より説明願います。

◎総務課長 それでは、13頁をご覧ください。議題に入らせていただきます。

議案第8号 羽島郡二町教育委員会点検評価委員の委嘱についてです。

羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領第2条第2項に、点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならないとあり、また、細則第2条第2項に、評価委員会の委員は教育長が、教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者、学校関係者、保護者、民間における企業体、団体等の関係者、その他教育長が適当と認める者の中から委嘱するとあります。

今回は、任期中の役職の変更に伴う途中での更新です。3名の方に新たに委嘱し、古澤委員長及び企業体、団体等の関係者の加藤委員は再任となります。補欠委員の任期につきましては、前任者の残任期間令和4年3月31日までの1年間で、第1回会議につきましては、来週5月28日金曜日に開催予定をしておりますのでご報告いたします。

◎教育長 はい。では、点検評価委員の委嘱についてよろしいでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。

△日程第11 議案第9号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

△日程第12 議案第10号 いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

◎教育長 では、続いて議案第9号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、議案第10号 いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてお願いします。

◎総務課長 14頁をご覧ください。議案第9号 いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてです。いじめ問題対策連絡協議会は、岐南町いじめ防止対策に関する条例及び、笠松町いじめ防止対策に関する条例第8条第1項に規定されており、いじめ防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則に基づいて設置する協議会です。同規則第3条に、協議会は委員10人以内をもって組織し、教育委員会が、関係行政機関の職員、いじめ防止に関し優れた見識を有する者、各種団体等が推薦する者、教育委員会及び所管する学校の職員、その他、教育委員会が必要と認めた者の中から委嘱するとあります。また、委員の任期につきましては、第4条に2年（令和3・4年度）と定められており、今回10名の方に委嘱するものです。

続きまして15頁をご覧ください。議案第10号 いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてです。いじめ問題対策委員会は、先程説明いたしましたいじめ問題対策連絡協議会同様、条例第9条第1項の規定により設置する委員会です。

いじめ防止基本方針の検証やいじめ問題の有効な対策の検討を行うため、同条例施行規則に基づいて実施するものです。

羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則第9条に、対策委員会は、委員5人以内をもって組織し、教育委員会が、いじめ防止に関し優れた見識を有する者、法律又は心理、福祉、人権等に関する専門的な知識を有する者、その他、教育委員会が必要と認めた者の中から委嘱するとあります。また、委員の任期につきましては第10条に2年と定められておりまして、令和3年度・4年度、今回5名の方に委嘱するものです。

「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会」の会議開催につきましては、学校教育課長の方から後ほど説明させていただきます。

◎教育長 今でいいですね。

◎学校教育課長 はい。お願いいたします。この委員の選出に当たりましては、弁護士会、社会福祉士会等にご依頼をして選出をしていただきましたが、それぞれの会の方からですね、4月中にいただくということでご依頼をしたんですけど、なかなか今会員数が少ないものですから。5月中旬ですね、まだ、先週くらいにやっとメンバーが決まったところですので。本来、5月、6月の開催を予定しておりましたが、若干後ろの6月、7月くらいの開催に、会の方はなる予定ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎教育長 これで、メンバーは全部揃ったんですね。

◎学校教育課長

はい。

◎教育長

では議案第9号、10号につきましてご承認いただけますか？よろしいですか？

【異議なし】

◎教育長

はい、ありがとうございます。

これが今年からということで、充実させていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

△日程第13 議案第11号 羽島郡二町「立志塾」について

◎教育長

それでは、議案第11号 羽島郡二町「立志塾」について、学校教育課長の方から、説明をお願いします。

◎学校教育課長

お願いいたします。16頁をご覧ください。議案第11号 羽島郡二町「立志塾」についてご説明いたします。

昨年度はコロナ禍で中止をいたしました。今年度においても、今後のコロナウイルス感染症の様子を十分に注意しながら、開催するかどうかについては慎重に見極めながら、児童・生徒に募集を行う関係もありますので、6月中旬から下旬には決定していく予定です。現段階では、行うことを前提としてお話しをさせていただきます。

立志塾の願いは「意志あるリーダー」の育成です。そのために、夏休み、秋休み、冬休みを利用して、未来を切り開く子ども達の育成を目指したいと考えています。教育委員の皆様方にも、できれば会等にも関わっていただきながら、また、第1回の立志塾より関わっていただいております岩井教育委員様には、塾長もお願いできないかと考えております。この場でのご依頼のような形になってしまって大変申し訳ないのですが、今のところはお願いしたいなあということを考えております。

また今年度は、特にコロナ禍であることもありますので、各学校の子ども達が、よりよい自分たちの学校生活に向けて取り組める内容が良いのではないのかなあということを考えております。また、それぞれの日程のみにつきましても、現時点の予定案であります。と言いますのは、今後、町のワクチンの接種会場で会場の方を押さえられたりそういうこともありますので、あくまでも現時点の予定案であるということをご理解いただきたいなあということを思っております。

このような形で進めてよろしいでしょうか？よろしく願いいたします。

日程につきましては、第1回目、夏休みの8月3日を今のところ予定しておりますが、午前中にそれぞれの学校からリーダーとして推薦を受けながら立候補してくれた子たちが集まって、趣旨説明をさせていただいたりする回。

秋休みには、岐南町の方を出まして、世界生活文化センターの方ですね。

一昨年もお講話いただいたんですけども、六角様の方からご講話をいただき、高山の方でグループ研修を行い、一日外の活動をする。また、秋休みには高山研修の振り返りやグループ活動の振り返りをしながら、学校生活で今後生

かしていくことについて十分練って、秋以降についてはそれを学校で実践をしていくと。また、ここには講話も入れたいなあと考えております。

そして、秋以降各学校で実践したことを基に、冬休みにもう一度、1月の自分たちの発表に向けての準備を行い、冬休みの最後の方になりますが、年が明けた1月5日に、各学校において発表していく予定であります。

何分、これだけの数では、なかなか子ども達の耕しは難しいですので、本年度につきましては、各学校教育課の主事、社会教育課の主事の力を借りながら、担当の学校や町を決めて、リモート等でそれぞれ児童会役員や生徒会役員の子が中心になると思いますので、その子達ともやり取りをしながら進めていきたいなあ。この会が単発になるのではなくて、線で結ぶような間の活動も入れながら進めていくような計画をしております。どうぞよろしくお願ひします。

◎教育長

まずリーダー育成について、宿泊等は今年なしでということ。ただ、リーダー育成は非常に大事なことだと思っておりますし、子ども達が今学校に通っているという意味は、社会の中で社会をどうよくしていくかというあたりを通しながら、社会の方へ広げていけたらいいなあという考えのもとに、今までの立志塾の在り方とは若干変更させていただきながら、取り組んでいきたいなあと思っております。まず、リーダー育成に関わってはそんなことを今考えておりますが、ご意見等いただけたらありがたいです。お願ひします。

◎岩井委員

今までは合宿で相当中身を濃くやっていたので、ある程度効果はあったんでしょけど……。実をどうやって上げるのかなあと思っております。今のご時世を考えるとこういうやり方しかできんのかなあと思っております。まあ、一回これでやれたらやりたいなあ。

◎教育長

この方向で、とりあえず進めていきます。

◎岩井委員

しかし、長は少しえらいなあと思っております。

◎教育長

この中で立志塾を経験しているのは？二人ですか。

試行錯誤の部分も出てくると思いますけれども、今のできることということで考えた案でございます。こんな風で進めていけたらと思っております。よろしくお願ひします。もうひとつ、今度はキャリア教育としても、立志の計画といたしますか、案としてありますので。

◎学校教育課長

私の方から説明します。ここで言いますと、10月8日には、キャリア教育も含めて、講話を行う予定でいまして、この講師についてはですね、できれば羽島郡と関わりのある方で、現在夢に向かって活躍している方であったり、達成してみえる方、そういった方の達成に向けての部分の努力なんか子ども達には聞けるといいのかなあと思っております、まだ実際には進んでいないんですけどもバドミントンのフクヒロペアが下羽栗の近くの体育館で練習等をしていきますので、できればオリンピックが始まる前にアポを取って、できればしていただけるといいなあというような思いがあったり、あとは、アスリートや音楽家、芸術家ですね、新聞等にも現在例えば笠松町出身で、すぐに出てこないんですけども、この間もブロードウェイで活躍してみえるというのもありましたので、できれば子ども達にとって身近な方の話の方が共感が持てやすいのかなあ。あまりにも違う人と呼んでも子どもにはなかなかヒットしない

と思いますので、できれば羽島郡二町に関わりの深い方の話を設定したいなあということをおもっています。

また、この講話については、立志塾以外の人達にもぜひ参加をする機会にできればということで、秋休みですので、教職員の参加も可であったり。ただ、このコロナの状況でどの程度できるかわからないのですが、立志塾以外の子ども達も来たい子については、参加するような方向でできたらいいなあと思っています。

◎教育長 一応フクヒロペアについては、古田町長さんにももうお願いをしてあって、笠松町との丸杉さんとの経緯がありますので、そんなことを考えております。これについてはよろしかったですか？

【異議なし】

◎教育長 はい。できるだけ多くの子にということ。ただ、人数制限はどうしてもせざるを得ないのかなと思うんですけども。よろしくお祈いします。

◎教育長 では続きまして、協議題の方に移らせていただきます。

○協議題

△日程第14 (1) キッズウィークの運用について

◎教育長 ではキッズウィークの運用について、堀内課長より説明をお願いします。

◎社会教育課長 協議題 (1) キッズウィークの運用についてご説明します。20頁、21頁の資料2になります。

昨年度は、学校の方の授業日となりましたのでキッズウィークは実施されませんでした。今年度につきましては、羽島郡二町キッズウィークを10月2日から10日までの9日間として実施する予定です。

20頁は各学校を通して保護者に配布した文書です。子供と大人がゆったりと休日を過ごすことにより絆を深めたり、一緒に地域行事に参加したりすることで、豊かな心・人間性を育むというねらいを周知するとともに、各家庭でこの連休の過ごし方について話し合い、計画を立てるようにお祈いしたところです。

また21頁につきましては、現時点でのキッズウィーク中の地域行事等です。今後、各行事の内容について公民館等と連携を図り、具体化していきたいと考えております。以上、よろしくお祈いいたします。

◎教育長 今年、臨時休校が恐らくないだろうということをお前提にしながら、授業日数を十分確保できるということも前提にしながら、キッズウィークで個性の伸長ということやあるいは家族との触れ合いとか、そのあたりになってくるかなあと思っています。まだ、具体的な案にはなってお祈いせんが、現段階でのご意見・ご質問が何かございましたらお祈いします。

◎岩井委員 笠松町中央公民館が年度内全部閉めるとお祈いしているんですけど。

—— (略) —— 今年度は全部中止だと。

◎教育長 わくわくも中止なんですか？ 準備しているんですけど。

- ◎久納委員 夏ぐらいまでとかではなくて？
- ◎岩井委員 初めは、夏ぐらいまでの話だったのですが。
- ◎教育長 まったく中止ですか？
- ◎杉江委員 6月、私らは公民館でやるみたいですよ。下羽栗小学校の南で・・・。
- ◎岩井委員 総合会館ですね。
- ◎教育長 ああ、総合会館でのわくわくはO.K. ということですか。
- ◎岩井委員 ちょっとまだ、私自身が直接ではないので。—— (略) —— ワクチン関係で全部押さえられるそうです。
- ◎教育長 いや、せっかく講師を受けて、やろうかなと思っていたので。
- ◎岩井委員 それはもう一度よく聞いてください。
- ◎教育長 はい。ちょっとその情報を確認しないとですね。ありがとうございます。そうか、そうするとこのキッズウィークの場所というのに関係してきますね。そうなんです。
- ◎岩井委員 笠松中央公民館が使えないかもしれないということなんですね。
- ◎教育長 大きいですよ。
- ◎久納委員 大きいです。
- ◎社会教育課長 大きいです。
- ◎総務課長 ワクチン接種当日のみではなくてという情報ですか？
- ◎岩井委員 この時期になってくると、対象がグッと広がるから。
- ◎久納委員 館内にコロナの設置がしてあるので、それを戻すのが大変ということもあるかもしれないですね。全部使っていましたから。
- ◎教育長 そうですか。
- ◎岩井委員 でも、これは公民館に確認してください。
- ◎社会教育課長 はい、確認します。
- ◎岩井委員 当面の間ではなくて今年度はないとは言っていましたので。
- ◎教育長 貴重な情報、ありがとうございます。やる方向で進めてはいきますので。では、よろしいですか？

【異議なし】

- ◎教育長 はい、ありがとうございます。
- (2) 羽島郡人権教育研修会について
- ◎教育長 では続いて、羽島郡人権教育研修会についてお願いします。
- ◎社会教育課長 お願いいたします。羽島郡人権教育研修会についてご説明いたします。資料3、22頁をご覧ください。まだ、少し未定なところがあり申し訳ございません。今年度の研修会ですが、7月30日午後に郡内の教職員や社会教育関係者を対象に予定しております。講師は、中部学院大学教育学部教授の宮本正一先生で、特別支援教育に関連した人権のお話をさせていただく予定です。
- 演題や内容については、今後、宮本先生と打合わせで詰めていきたいと考えております。この研修会を通して、教職員、関係者の人権感覚をさらに磨くようにしていきたいというふうな願いを持って行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上です。
- ◎教育長 では、人権教育研修会についてよろしいですか？ 場所は、北小学校ですね。

- ◎社会教育課長 はい。北小学校の体育館になります。
- ◎教育長 それでも、ということがあれば、 magari モートとかいうこともあるのかな。
- ◎社会教育課長 はい。岐南町の公民館がワクチン接種で使えないということで、北小体育館で行いますが、広いところですので人数を考えて行いたいと思っております。
- ◎教育長 よろしくお願ひします。これは教職員の3分の1が対象ですね。
- ◎社会教育課長 はい。3分の1です。
- ◎教育長 はい、ありがとうございます。
- では最後に、次回の定例教育委員会の開催についてということで、お願ひします。
- (3) 次回(第5回)教育委員会定例会及び学校訪問の開催について
- ◎総務課長 はい。資料4をご覧ください。教育委員会のスケジュールについてをカレンダーにお示ししましたが、6月は両町の定例議会が開催されますので、議会日程でふさがっているところ、既にいろいろと会議が入っているところには×印をつけてあります。昨日、28日の午後にも別の会議が入りまして、候補日としましては、6月22日(火)午前、25日(金)、28日(月)午前なのですが、まずは、ご都合をお聞かせいただいて、開催日を決定したいと考えております。お忙しいとは存じますが、ご都合はいかがでしょうか。29日の午後も、空いてはおります。
- ◎久納委員 14日の午前は都合が悪いです。
- ◎総務課長 14日議会中ですので、申し訳ありません。空いてはおりますが、もしかすると議会対応が入る可能性があります。15日、16日が笠松町の一般質問、17日、18日が岐南町の一般質問となっております、今後一般質問の打合せ等が入る可能性がありますので、できれば22日からの週でお願ひします。
- ◎岩井委員 22日の午前と25日の午前であれば対応ができます。
- ◎久納委員 私は25日の午後、別の会議があります。
- ◎教育長 今決めた方がいいですね。どちらかで。岩井委員さん。
- ◎岩井委員 22日にしますか。
- ◎総務課長 それでは、6月22日の午前でよろしいでしょうか。

【異議なし】

- ◎総務課長 ありがとうございます。
- もうひとつお諮りしたいのですが、6月につきましては、一昨年まで例年、学校訪問を含めて、学校で定例会を開催している状況がありました。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大予防の為の休校があり、6月中旬から一斉登校開始であったということで学校訪問を中止したという経緯がございます。今年度につきましても今感染状況が高止まりではありますので、この時期の学校訪問について委員の皆様のお考えをお伺ひして、開催の会場を学校にするのか、役場にするのかということで考えさせていただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

◎岩井委員 その日は午後から会議が入っていますので、学校訪問をしている時間が多分ないと思う。訪問だけだったらいいのですが。給食を食べてということをやっていましたので、そこまではちょっといられないなあと思います。

◎久納委員 食事はない方がいいですよ。

◎教育長 実は食事は……。給食は無しにすべきだというふうには思っているんですが。

◎岩井委員 場所は？

◎総務課長 この西小のは、参考に載せてあるもので、一昨年のものですね。

◎教育長 岩井委員さん、会議はどちらですか？

◎岩井委員 22日の午後は各務原です。

◎教育長 各務原ですか。

◎岩井委員 でもいいですよ。12時までに終わればできますよ。

◎教育長 まあ、子どもの様子も見てもらうことはいいのかなと。岐南中あたりだったら各務原へも行きやすいかな。まだ、わかりませんが。

◎総務課長 今回は給食の試食はなしで学校訪問を行うということで、開催校の調整をさせていただきます。よろしいですか。

◎教育長 はい。それでお願いします。

◎総務課長 それでは次回第5回につきましては、6月22日（火）午前中を予定し、場所はどの学校かということが決定次第、通知を出させていただきますのでよろしく願いいたします。

（4）その他 「羽島郡二町の教育」について

◎教育長 では、最後「羽島郡二町の教育」についてお願いします。

◎総務課長 本日「羽島郡二町の教育」という資料も配布させていただいております。

また、ご覧になっていただきますようお願いいたします。

この後10時30分からは、岐南町・笠松町総合教育会議が庁舎西隣の岐南町中央公民館学習室にて開催されますので、お時間までにご移動の方をお願いしたいと思います。以上です。

◎教育長 以上で、令和3年第4回定例教育委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。時間まで教育長室でお休みください。

【午前10時01分 閉会】

引き続き10時30分より、岐南町・笠松町総合教育会議に出席した。